

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和7年12月24日午後2時20分頃、日立市桜川町4丁目10番地先市道4877号路上において、日立市諏訪町5丁目14番6号有限会社市村断熱工業が所有する自動車が行った際、側溝の鋼製蓋が跳ね上がり、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金 6 7 , 4 5 2 円